

# 社会福祉法人 友愛会 職員行動規範

## 前文

私たち、社会福祉法人友愛会の職員は、日々の業務の中で、利用者の権利を侵す存在となることを自覚し、絶えず自らの行動を顧みながら、社会福祉専門職員として行動するための基本的な指標として定める規範であり、各職員は適切な行動がとれるよう努力を重ねるとともに、職員相互で日々確認し合うためのものです。

## 1. 生命の尊厳

私たちは、知的障害のある人たちの一人ひとりをかけがえのない存在として尊び、大切にします。

- ・職員は、利用者と対等な関係であることを常に意識します。
- ・介助を受ける側には、様々な精神的苦痛があるということを常に心得て行動します。

## 2. 個人の尊重

私たちは、知的障害のある人たち一人ひとりの、個性、主体性を尊びます。

- ・「さん」付け呼称を徹底します。
- ・利用者や家族の訴えやニーズを良く聴き、尊重します。
- ・一人ひとりの不安や不満、苦情を確認し、迅速に対応します。
- ・個人の好みや嗜好を尊重し、選択の幅を広げます。
- ・意思決定や意思表示の困難な利用者に対しては、常に最善の方法を用いて利益と権利を尊重します。

## 3. 人権の擁護

私たちは、知的障害のある人たち一人ひとりに対し、いかなる差別もせず、個人としての尊厳と権利を守り、虐待のない体制を作ります。

- ・暴力、拘束、無視、放置は決してしません、させません。拘束については、必然性がある時に同意を頂きます。
- ・乱暴な言葉は使いません。

#### 4. 社会への参加

私たちは、知的障害のある人たちが年齢、障害の状態などに関わりなく、豊かな社会生活を送れるように支援します。

- ・地域で必要な理解と協力が得られるよう、積極的に地域に働きかけます。
- ・社会資源に関する情報を集め、的確な情報の提供、及び活用、助言をします。
- ・施設行事や広報誌、ホームページ等において、友愛会の日常の取り組みを広く知ってもらえるようにします。

#### 5. プライバシーの保護

私たちは、知的障害のある人たち一人ひとりのプライバシーを尊重し、その個人情報の秘密を守り安心して生活できるように支援します。

- ・排泄や着替え等の際には、プライバシーの保護に配慮します。
- ・プライバシーに関わる話は、人前ではしません。
- ・情報を得る場合は、業務上必要な範囲にとどめ、職務を通じて知りえた情報は決して外部に漏らしません。友愛会を退いた後も同様です。
- ・守秘義務を守り、個人が特定できるようなものや各種記録等を厳重に管理します。

#### 6. 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、知識と技術の向上に努め、利用者の意向を尊重した質の高いサービスの提供に努めます。

- ・倫理綱領を理解し、社会人、福祉人の自覚を持って行動します。
- ・社会人としての規律を守り、組織の一員として他の職員と連携を図り業務を遂行します。
- ・専門職としての自己啓発に努めます。
- ・職員間のコミュニケーションを密にし、相互に研鑽し合える良い関係を保ちます。
- ・家族に対して、定期的に情報を提供します。
- ・傾聴を心がけて利用者の思いを真摯に受け止め、安心感と希望を持てるように支援します。

## 7. 不正の禁止

私たちは、常に関係法令や当法人の定める規則を遵守し、適正な施設運営に努め、決して不正はしません。

- ・ 施設備品の私的転用及び持出をしません。
- ・ 法令遵守の下、職員間で相互牽制をし、健全な施設運営ができるようにします。

おわりに

友愛会職員として備えるべき行動を常に意識できるよう、倫理綱領及び行動規範等の計画的な活用を図り、定期的な見直しを行います。また、不適切な行動があった場合には、組織として速やかに改善を図ります。

- ・ 新規採用職員研修や各施設の研修などで積極的に活用し、職員への周知と定着を図ります。
- ・ 倫理綱領や行動規範は定期的に見直し、その時代にあったものになるよう加除、修正を行います。